

＜令和8年度募集＞

大阪市認可保育所設置・運営法人

(入所枠：北区・福島区・中央区以外50人以上)

施設整備補助金対象地域詳細

(応募期間1)

＜令和9年4月開設＞

令和7年12月

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

目 次

| | |
|-----------------------|---|
| 1 施設整備補助金対象地域詳細 | 2 |
| 2 応募数の制限 | 3 |
| 3 設置・運営予定者の選定 | 3 |
| 4 募集優先地域 | 3 |
| 5 整備補助金 | 4 |
| 6 設置・運営予定者選定までのスケジュール | 4 |

1 施設整備補助金対象地域詳細

(北区・福島区・中央区は別途地域詳細がありますのでそちらをご覧ください。)

| 区名 | 募集番号 | 募集定員 | 補助対象 整備か所数 | 詳細参照 ページ | 定員構成の条件 |
|------|------|------|---------------|-------------|---|
| 都島区 | 2 | 80人 | 1か所 | 6 | 次の3条件を備えること ①0歳児を3人以上 ②0歳児≤1歳児≤2歳児< 3歳児≤4歳児≤5歳児 ③0歳～2歳児の定員が応募 全体定員の1/3以上 |
| 此花区 | 4 | — | — | 7 | |
| 西区 | 6 | — | — | 8 | |
| 港区 | 7 | — | — | 9 | |
| 大正区 | 8 | — | — | 10 | |
| 天王寺区 | 9 | — | — | 11 | |
| 浪速区 | 10 | 60人 | 1か所 | 12 | |
| 西淀川区 | 11 | — | — | 13 | |
| 淀川区 | 12-① | 90人 | 1か所 | 14 | |
| 淀川区 | 12-② | 90人 | 1か所 | 15 | |
| 淀川区 | 12-③ | 90人 | 1か所 | 16 | |
| 淀川区 | 12-④ | 90人 | 1か所 | 17 | |
| 東淀川区 | 13-① | 80人 | 3か所 | 18 | |
| 東淀川区 | 13-② | 80人 | 3か所 | 19 | |
| 東成区 | 14 | 80人 | 1か所 | 20 | |
| 生野区 | 15 | — | — | 21 | |
| 旭区 | 16 | 80人 | 1か所 | 22 | |
| 城東区 | 17 | — | — | 23 | |
| 鶴見区 | 18 | 100人 | 1か所 | 24 | |
| 阿倍野区 | 19 | — | — | 25 | |
| 住之江区 | 20 | — | — | 26 | |
| 住吉区 | 21 | — | — | 27 | |
| 東住吉区 | 22 | 100人 | 2か所 | 28 | |
| 平野区 | 23 | — | — | 29 | |
| 西成区 | 24 | 73人 | 1か所 | 30 | |
| 合計 | | | 18か所 | | |

※補助金交付の対象については、それぞれの募集番号の整備か所数に応じた件数を募集します。なお、募集か所を超える応募がある場合は、選定結果の上位の提案から優先して採用します。

詳細については、令和8年度大阪市認可保育所設置・運営法人募集要項（以下、「募集要項」という。）の27~30ページを参照ください。

※「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、創設による増員分に、廃止する当該保育施設等の入所枠分を加えた定員計画で応募すること。

なお、応募が採用された場合、その後に定員の増加があっても補助金の定員数は応募定員数になります。

※次のとおり募集定員を下回ることが可能ですが、審査時に減点となる場合があります。
詳しくは、募集要項の28ページを参照してください。なお、定員50人を下回る事業計画で応募はできません。

- ア 募集定員が60人以上の地域は、最大10人まで下回ることができます。
- イ 募集定員が70人以上の地域は、最大20人まで下回ることができます。

2 応募数の制限

補助金による整備事業の場合、同一法人が複数の募集番号に同時に応募していただくことは可能ですが、1つの募集番号に対しては1件のみ応募が可能です。

ただし、1つの募集番号で2か所以上募集している地域については、1つの募集番号で2か所の応募が可能です。なお、同一事業者による同一物件での重複応募はできません。

自主財源による整備事業について、応募数に上限はありません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

3 設置・運営予定者の選定

応募書類を提出いただき、外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。

設置・運営予定者の選定の詳細については、募集要項の27~30ページを参照してください。

4 募集優先地域

募集地域の優先度について

優先度により、審査時に加点となる場合があります。詳細については、募集要項の28ページを参照してください。

募集A地域

利用保留児童が多く発生している、又は、保育所への入所希望者が多く増える見込みであるなど、緊急に保育所整備が必要と考えられる地域

募集B地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域と比較すると少ないため、緊急度はA地域より低いと考えられる地域、又は、A地域の周辺にあり、A地域にお住まいの方が通園可能な範囲にあると考えられる地域

募集C地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域やB地域と比較すると緊急度が低いと考えられる地域

補助金交付対象外地域

補助金交付対象外であるため、自主財源による整備の場合のみ応募が可能な地域

※「利用保留児童数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

※開設予定地が複数の募集に該当する場合、自動的に複数の募集に応募があったものとし、本市で優先度や採点結果等を考慮して、募集ごとに選定事業者を決定します。

5 整備補助金

保育所の設置にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。

整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、募集要項の 15~24 ページを参照してください。なお、新たに社会福祉法人を新設して保育所を設置する場合で、保育所整備にあたり、整備補助金を活用するには、法人の認可が必要となります。

6 設置・運営予定者選定までのスケジュール

| 内 容 | 日 程 |
|----------|---------------------------|
| 応募相談期間 | 令和7年12月24日（水）～令和8年2月9日（月） |
| 事前登録受付期間 | 令和7年12月24日（水）～令和8年2月2日（月） |
| 応募書類受付期間 | 令和7年12月24日（水）～令和8年2月9日（月） |
| 審査会開催期間 | 令和8年3月上旬～令和8年3月下旬 |
| 審査結果の公表 | 令和8年4月中旬 |

参考：保育利用申込みにかかる利用保留児童数（令和7年4月1日現在）

(単位：人)

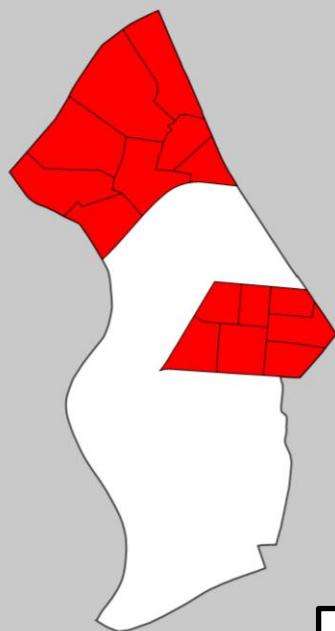
| 区名 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 | 待機児童数 | 保育所等在籍児童数 |
|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----------|
| 北 | 22 | 67 | 11 | 6 | 0 | 1 | 107 | 0 | 2,799 |
| 都島 | 19 | 43 | 4 | 5 | 1 | 0 | 72 | 0 | 2,239 |
| 福島 | 15 | 65 | 11 | 10 | 1 | 4 | 106 | 0 | 2,143 |
| 此花 | 17 | 39 | 6 | 2 | 0 | 0 | 64 | 0 | 1,355 |
| 中央 | 20 | 71 | 13 | 6 | 2 | 1 | 113 | 0 | 1,999 |
| 西 | 9 | 36 | 12 | 3 | 1 | 4 | 65 | 0 | 2,327 |
| 港 | 15 | 57 | 8 | 1 | 0 | 0 | 81 | 0 | 1,463 |
| 大正 | 2 | 7 | 2 | 1 | 0 | 2 | 14 | 0 | 1,272 |
| 天王寺 | 21 | 63 | 8 | 6 | 1 | 0 | 99 | 0 | 1,994 |
| 浪速 | 13 | 21 | 0 | 0 | 2 | 0 | 36 | 0 | 1,103 |
| 西淀川 | 17 | 57 | 9 | 0 | 0 | 0 | 83 | 0 | 1,916 |
| 淀川 | 18 | 90 | 28 | 7 | 1 | 0 | 144 | 0 | 3,492 |
| 東淀川 | 37 | 123 | 45 | 11 | 1 | 1 | 218 | 0 | 3,027 |
| 東成 | 16 | 42 | 6 | 3 | 1 | 0 | 68 | 0 | 1,742 |
| 生野 | 20 | 34 | 14 | 5 | 1 | 3 | 77 | 0 | 2,531 |
| 旭 | 20 | 92 | 6 | 1 | 2 | 1 | 122 | 0 | 1,775 |
| 城東 | 22 | 95 | 22 | 1 | 2 | 0 | 142 | 0 | 4,120 |
| 鶴見 | 12 | 146 | 22 | 21 | 3 | 3 | 207 | 0 | 2,912 |
| 阿倍野 | 25 | 82 | 21 | 9 | 1 | 0 | 138 | 0 | 2,373 |
| 住之江 | 11 | 55 | 10 | 1 | 1 | 0 | 78 | 0 | 2,060 |
| 住吉 | 15 | 103 | 4 | 4 | 3 | 3 | 132 | 0 | 3,039 |
| 東住吉 | 22 | 119 | 41 | 6 | 1 | 0 | 189 | 0 | 2,981 |
| 平野 | 34 | 44 | 24 | 9 | 2 | 0 | 113 | 0 | 4,024 |
| 西成 | 10 | 38 | 8 | 0 | 3 | 1 | 60 | 0 | 1,482 |
| 合計 | 432 | 1,589 | 335 | 118 | 30 | 24 | 2,528 | 0 | 56,168 |

※「利用保留数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

※本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（令和7年4月1日現在）」より抜粋した保育施設等の利用申込みをしたものを利用できなかった児童数です（転所希望者を除く）。

※区内の利用保留等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。

2 都島区
【80人募集】
1か所



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

募集地域

A 地域 [Red square]

都島北通全域、内代町1～3丁目、御幸町1丁目、高倉町1丁目、毛馬町、大東町全域

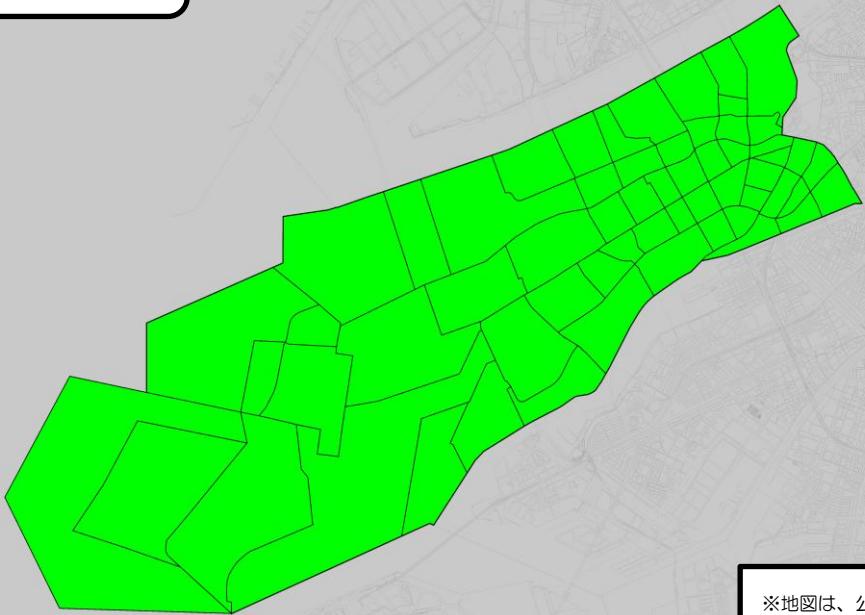
B 地域 [Blue horizontal bars]
なし

C 地域 [Yellow square]
なし

補助金交付対象外地域 [Empty square]

上記 A 地域を除く地域

4 此花区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域
区内全域

6 西区

【自主財源整備】

※地図は、公募対象地域のイメージです。

(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域



なし

7 港区
【自主財源整備】

※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域 
区内全域

8 大正区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。

(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域

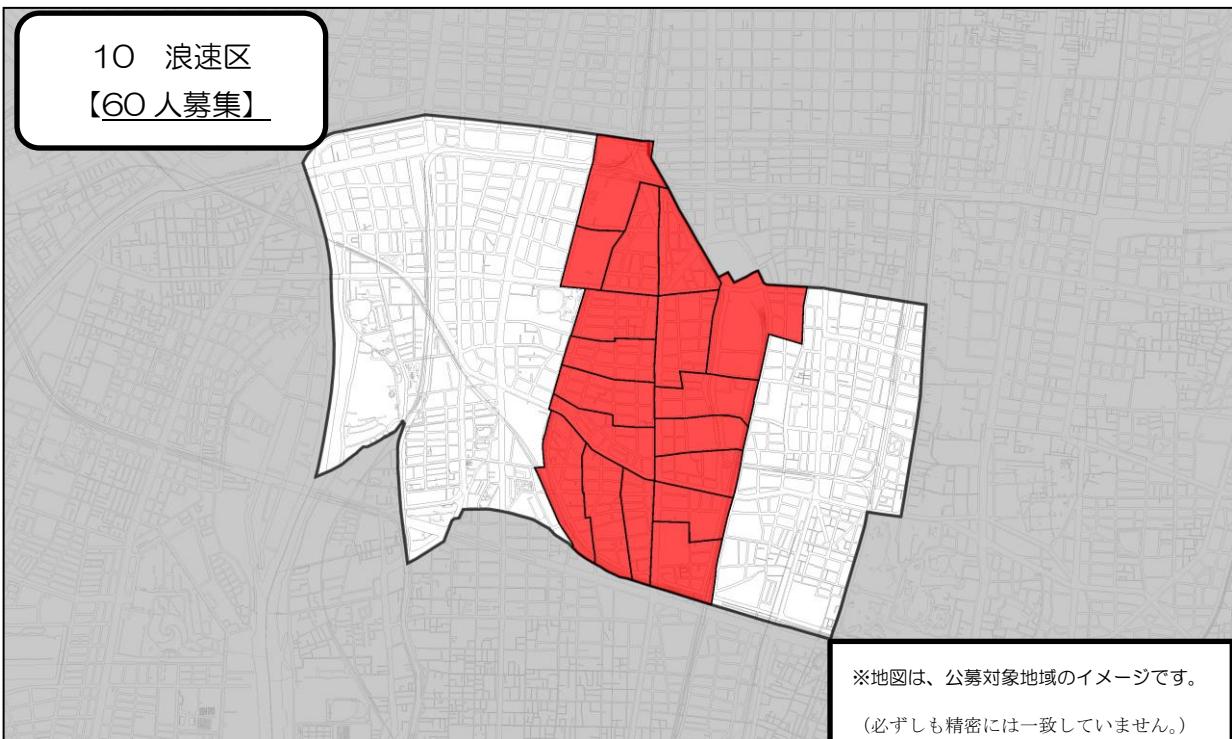
なし

9 天王寺区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域
なし



募集地域

A 地域



元町1～3丁目、難波中1～3丁目、湊町1、2丁目、敷津東1～3丁目、敷津西1、2丁目
戎本町1、2丁目、大国1～3丁目

B 地域



なし

C 地域



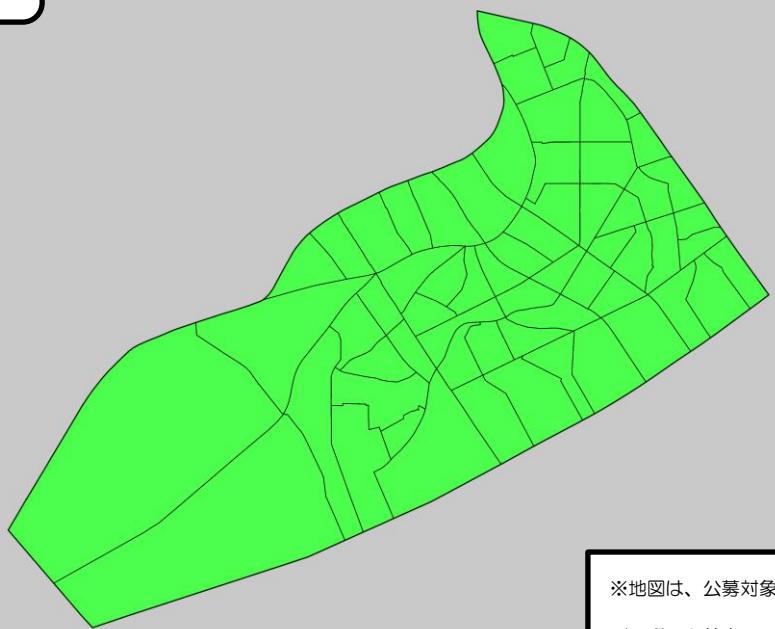
なし

補助金交付対象外地域



上記 A 地域を除く地域

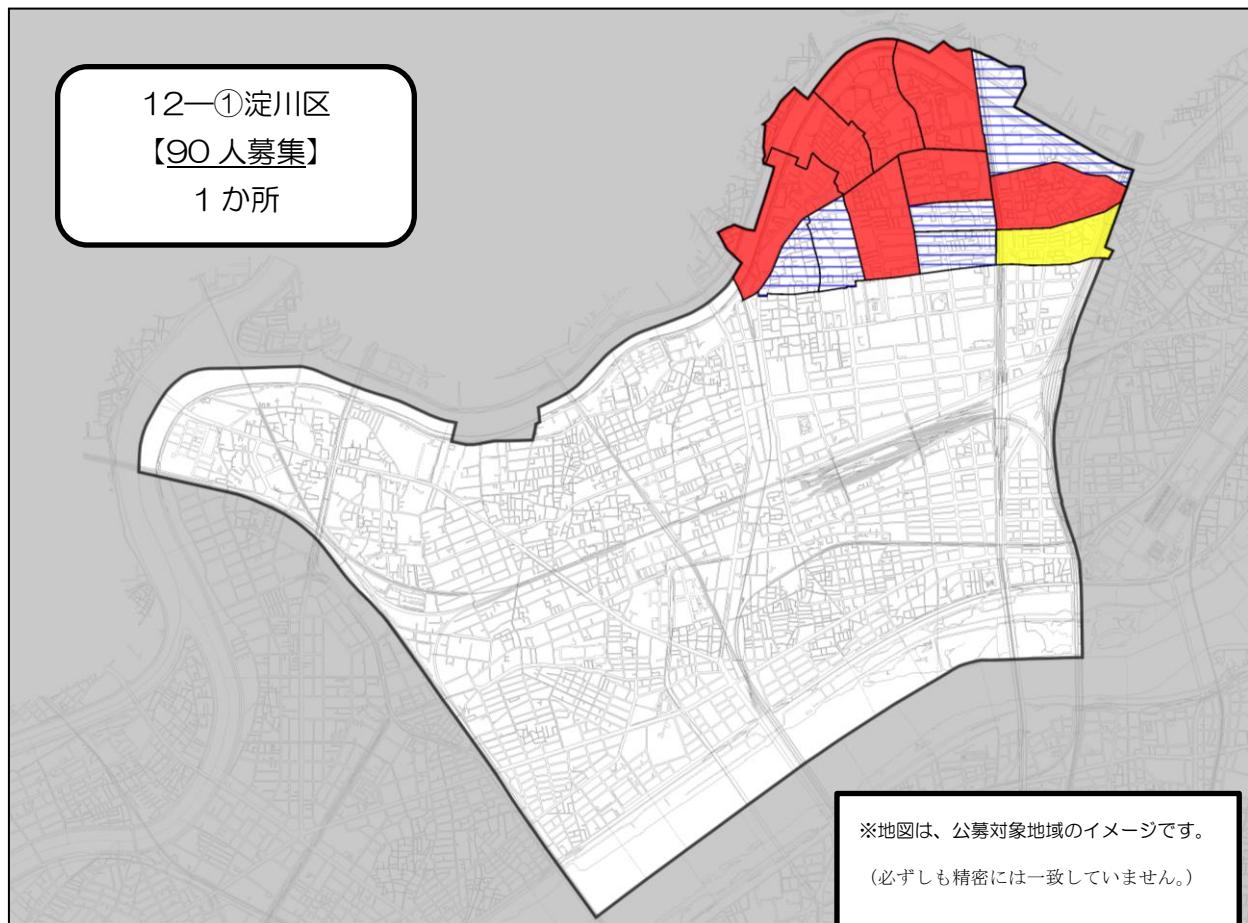
11 西淀川区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域 

区内全域



募集地域

A 地域



十八条全域、西三国1丁目・4丁目、東三国2丁目・6丁目

B 地域



西三国2丁目・3丁目、東三国3丁目～5丁目

C 地域

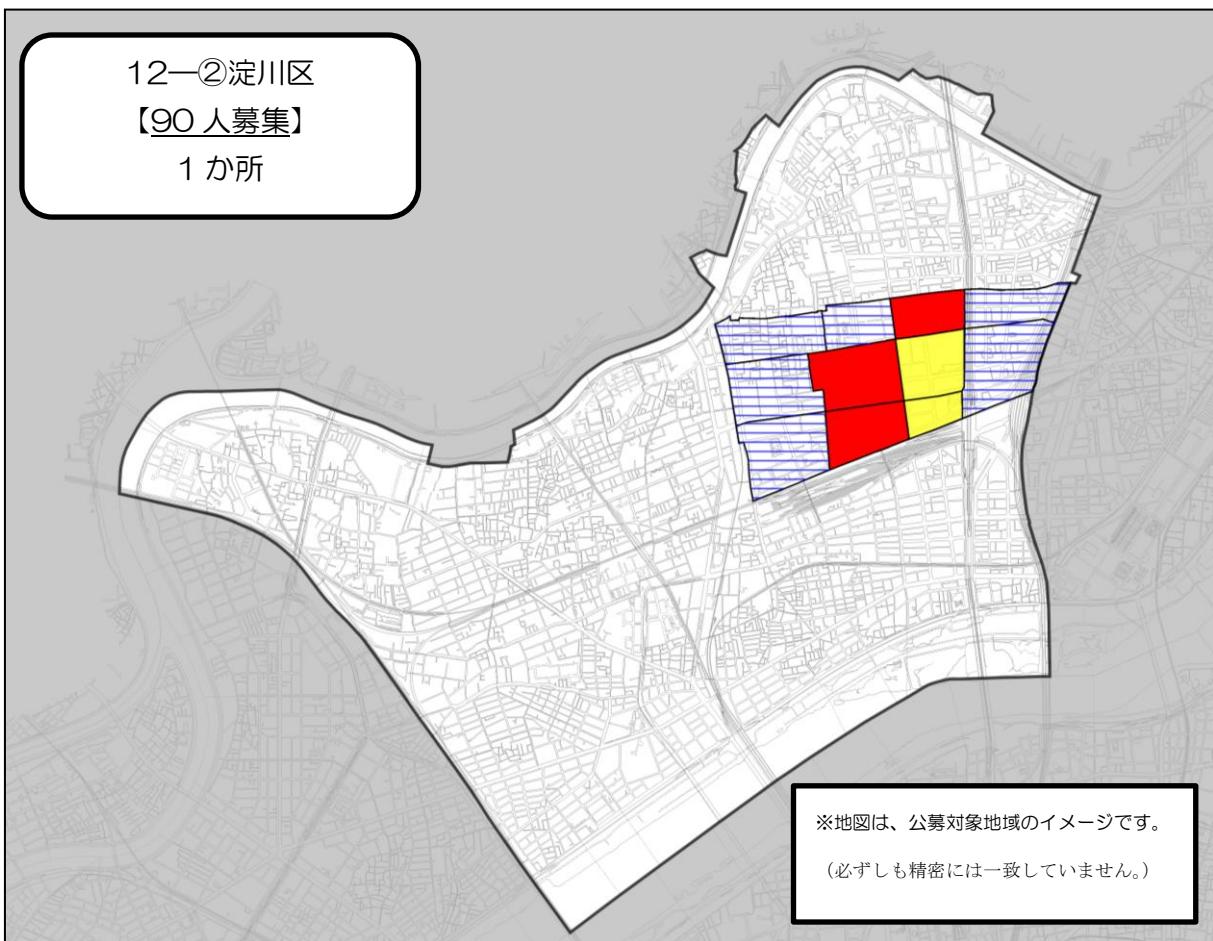


東三国1丁目

補助金交付対象外地域



A 地域及びB 地域並びにC 地域を除く地域



募集地域

A 地域

西宮原1丁目・2丁目、宮原5丁目

B 地域

宮原1丁目・2丁目、西宮原3丁目、三国本町1～3丁目

C 地域

宮原3丁目・4丁目地域

補助金交付対象外地域

A 地域及び B 地域並びに C 地域を除く地域

12—③ 淀川区

【90人募集】

1か所

※地図は、公募対象地域のイメージです。

(必ずしも精密には一致していません。)

募集地域

A地域 

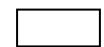
三津屋北1丁目・2丁目、新高6丁目、三津屋南1丁目

B地域 

新高1~5丁目、三津屋中1丁目・2丁目

C地域 

三津屋南2丁目、野中北1丁目・2丁目

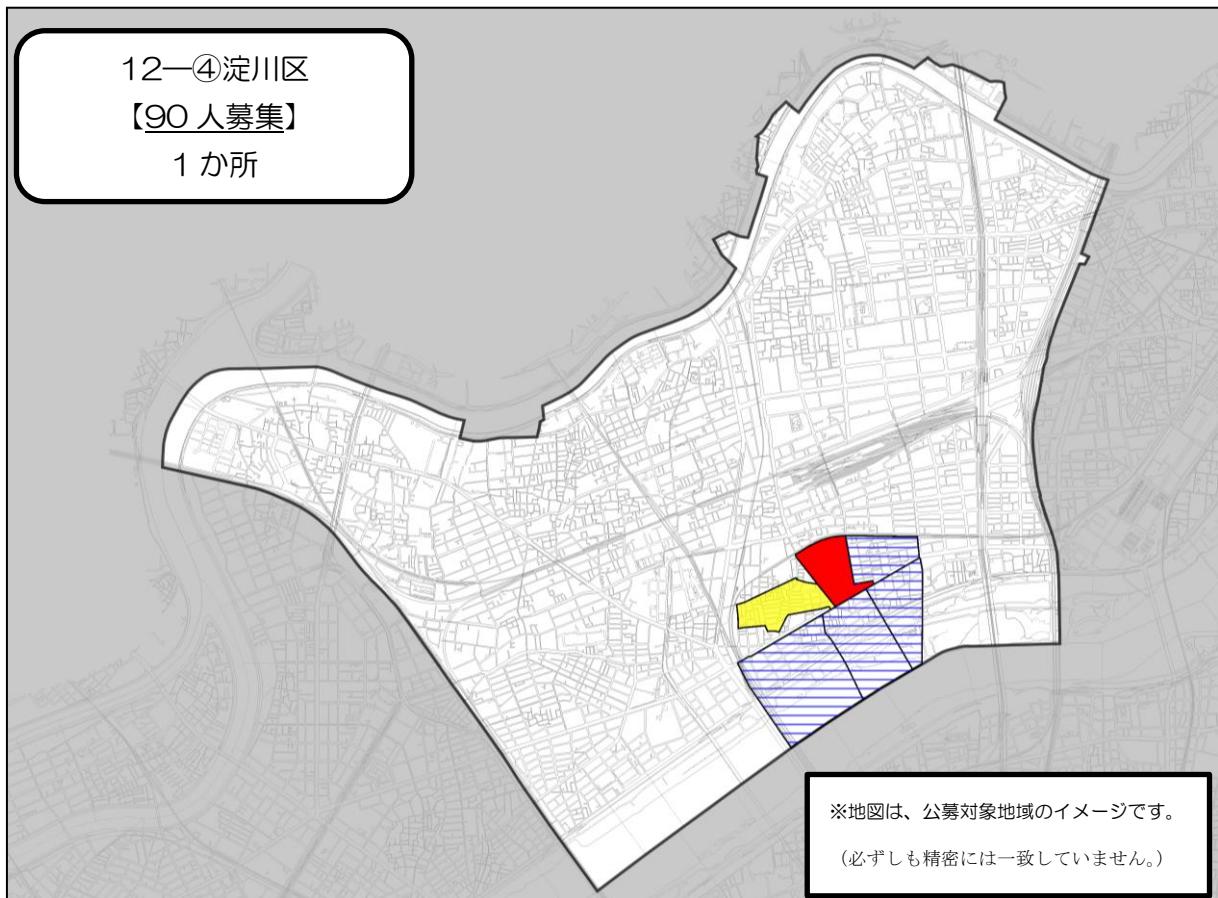
補助金交付対象外地域 

A地域及びB地域並びにC地域を除く地域

12—④淀川区

【90人募集】

1か所



募集地域

A地域 

木川西2丁目

B地域 

木川東1丁目・2丁目、木川西1丁目、十三東1丁目

C地域 

十三東3丁目

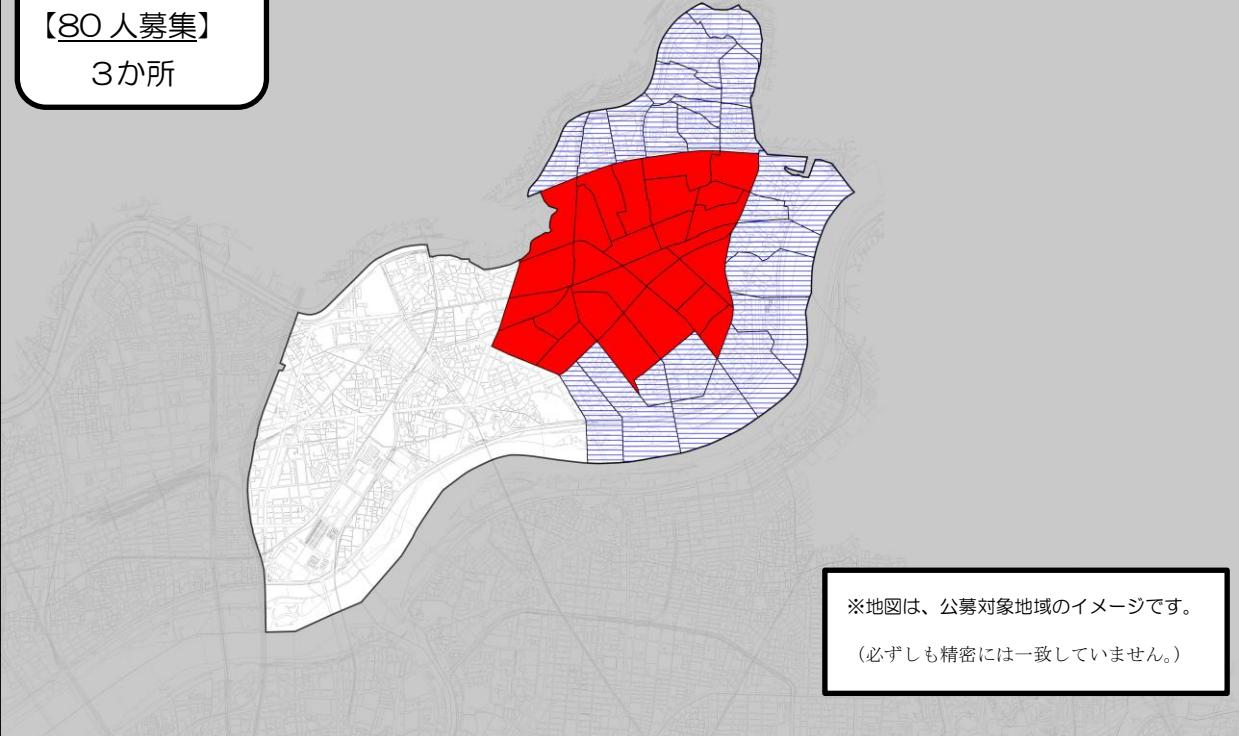
補助金交付対象外地域 

A 地域及び B 地域並びに C 地域を除く地域

13—①東淀川区

【80人募集】

3か所



※地図は、公募対象地域のイメージです。

(必ずしも精密には一致していません。)

募集地域

A 地域



上新庄全域、豊新全域、小松全域、南江口 1～2 丁目、瑞光 1～4 丁目、大隅全域、大桐 1～3 丁目、大道南 3 丁目、豊里 6～7 丁目

B 地域



瑞光 5 丁目、井高野全域、北江口全域、南江口 3 丁目、大桐 4～5 丁目、大道南 1～2 丁目、豊里 1～5 丁目、相川全域

C 地域



なし

補助金交付対象外地域

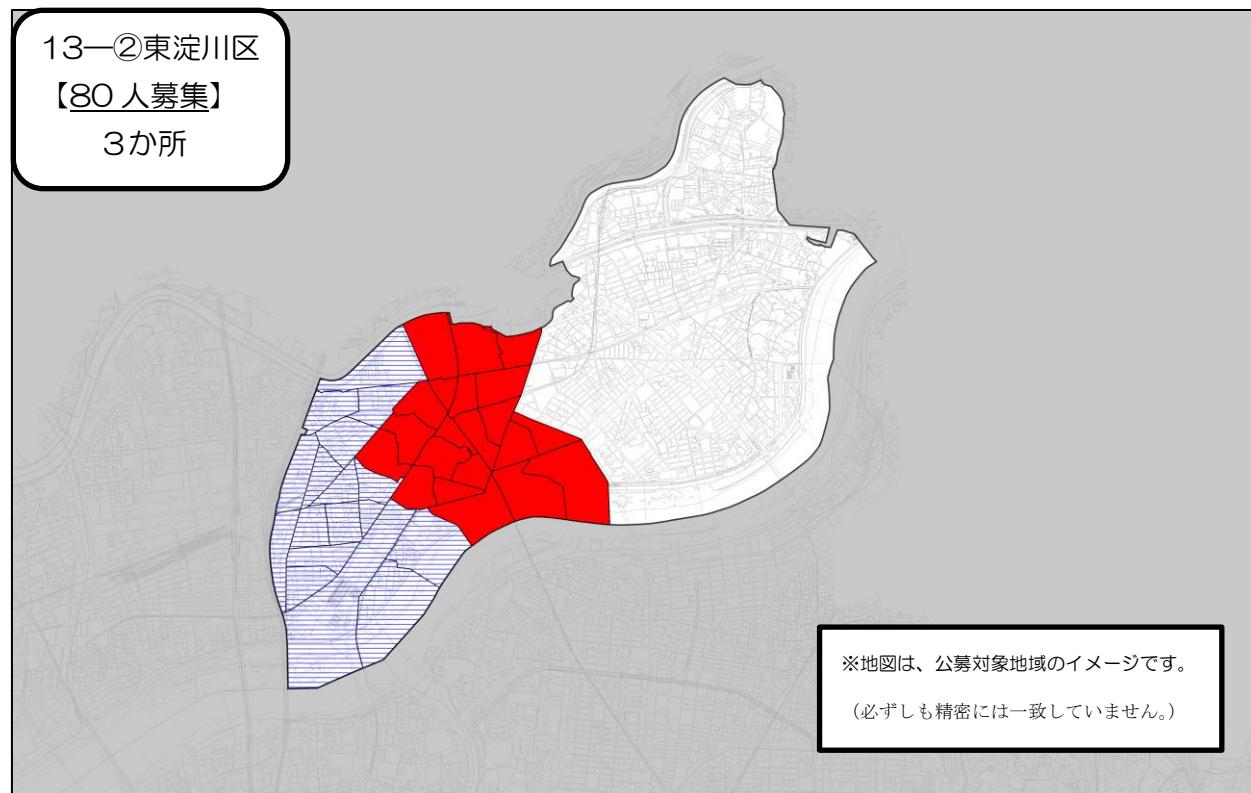


上記 A 地域及び B 地域を除く地域

13—②東淀川区

【80人募集】

3か所



募集地域

A 地域



下新庄全域、菅原全域、淡路3～5丁目、東淡路全域

B 地域



西淡路全域、淡路 1～2 丁目、東中島全域、柴島全域

C 地域

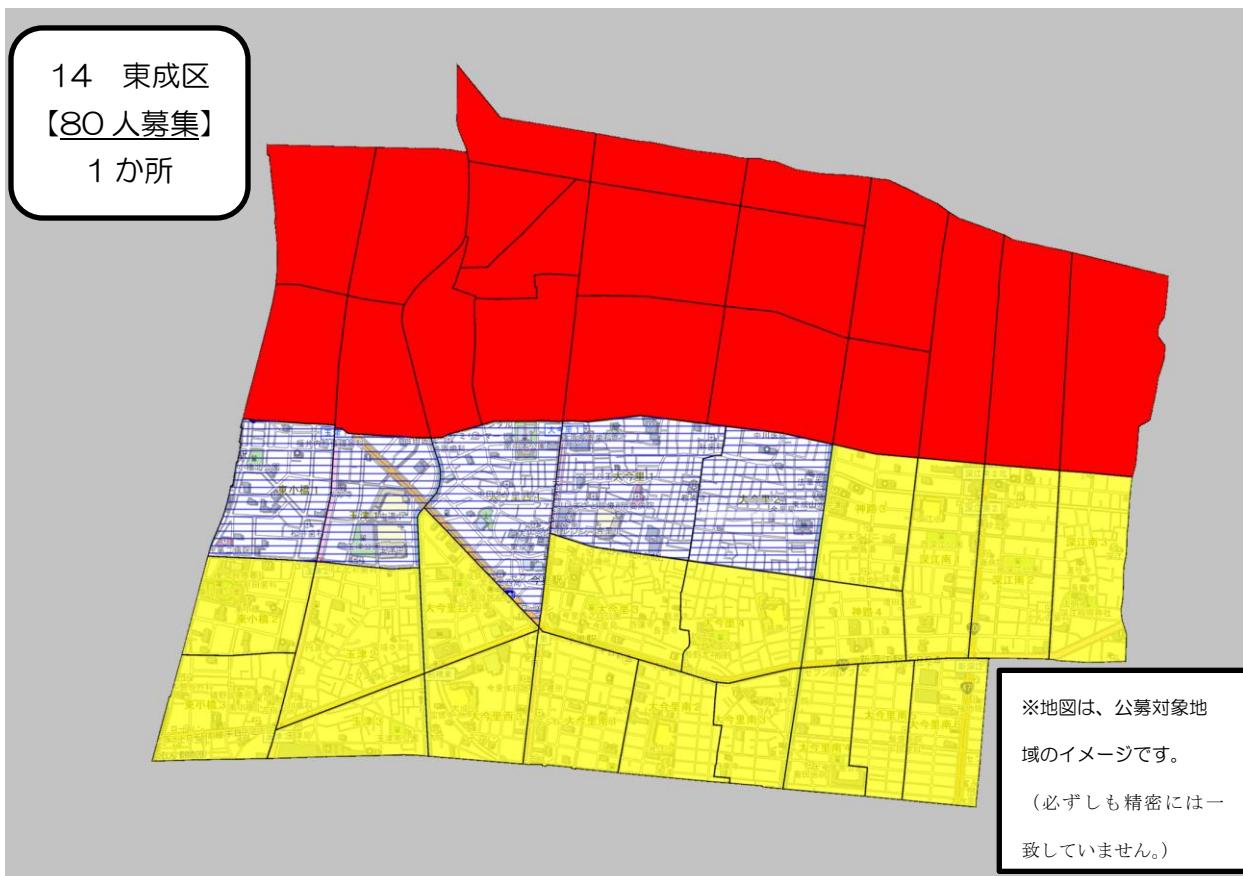


なし

補助金交付対象外地域



上記 A 地域及び B 地域を除く地域



募集地域

A 地域

中道 1~4 丁目、中本 1~5 丁目、東中本 1~3 丁目、東今里 1~3 丁目、神路 1~2 丁目、深江北 1~3 丁目

B 地域

東小橋 1 丁目、玉津 1 丁目、大今里西 1 丁目、大今里 1~2 丁目

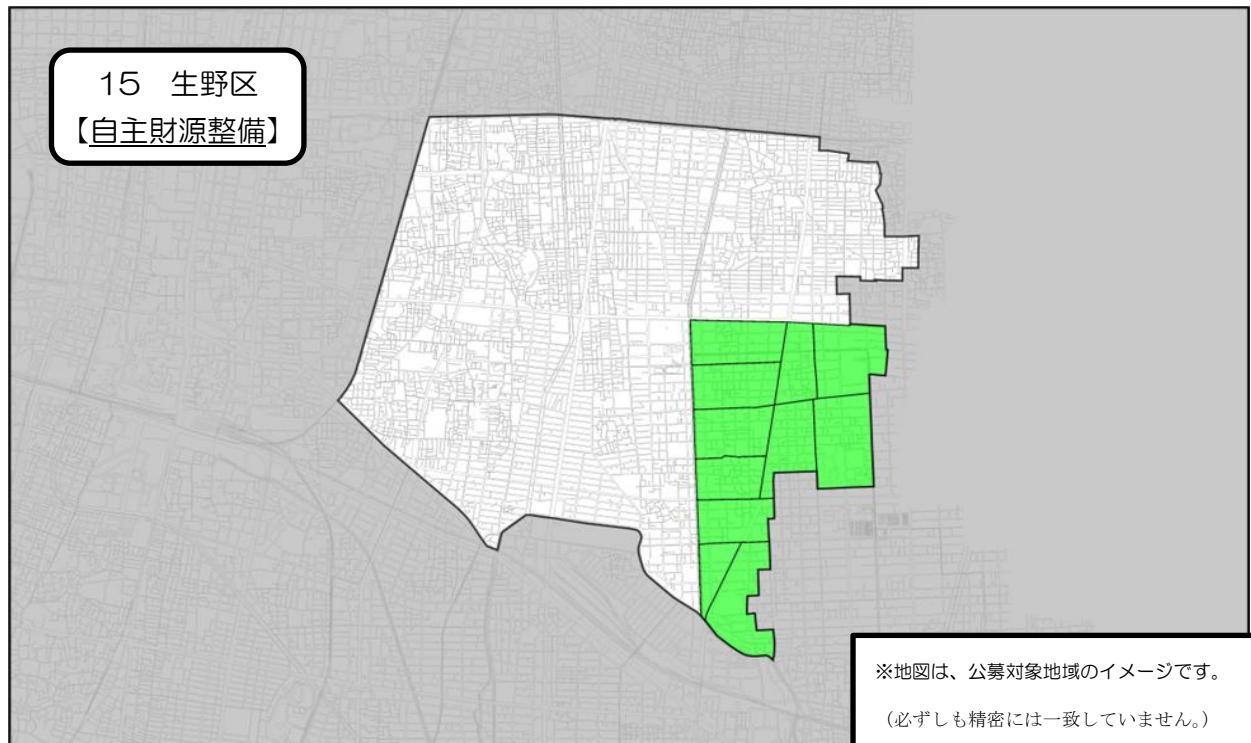
C 地域

A 地域及び B 地域を除く地域

補助金交付対象外地域

なし

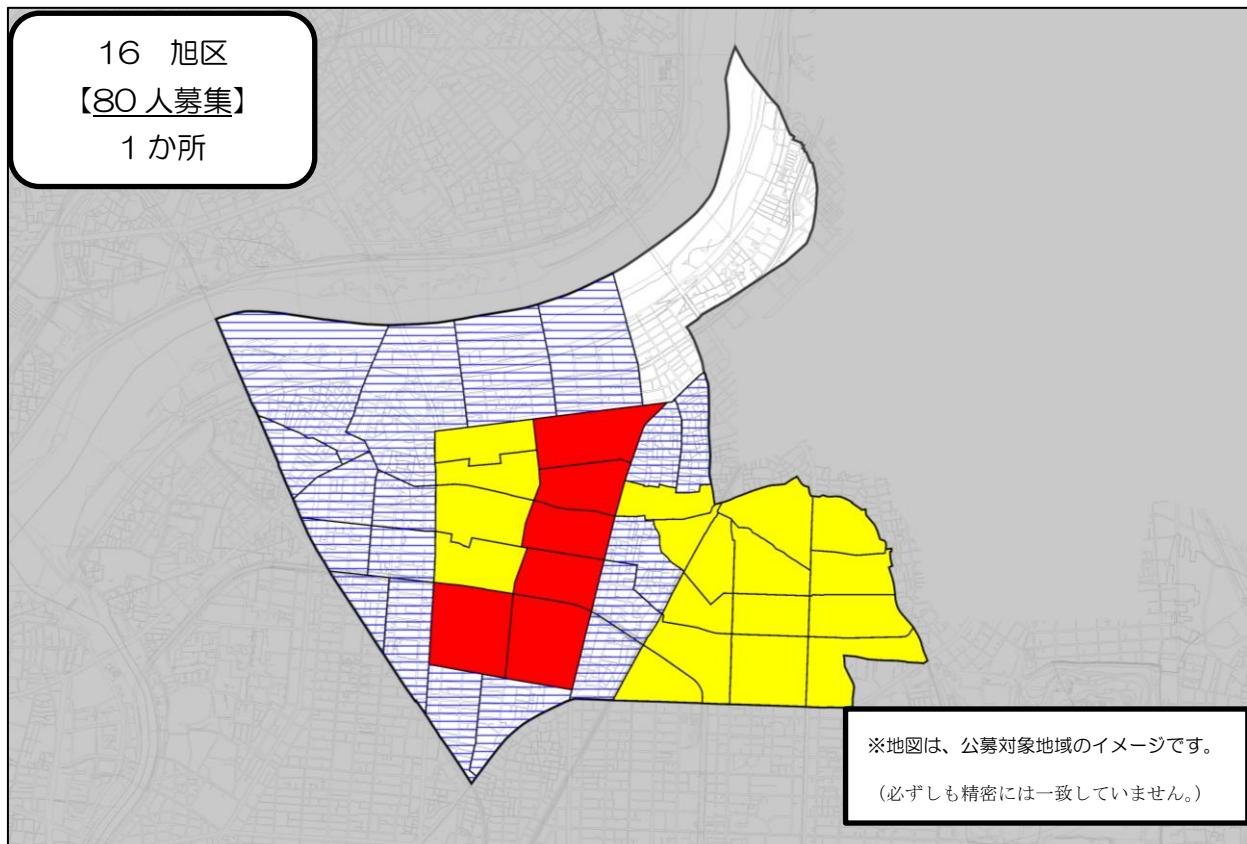
15 生野区
【自主財源整備】



保育施設等整備が望ましい地域 

箕中1～4丁目、箕東1～4丁目、箕南3～5丁目

16 旭区
【80人募集】
1か所



募集地域

A 地域

大宮1～4丁目、高殿5, 6丁目

B 地域

赤川全域、生江全域、高殿1～4丁目、高殿7丁目、中宮5丁目、大宮5丁目、今市全域、森小路全
域

C 地域

清水全域、新森全域、千林全域、中宮1～4丁目

補助金交付対象外地域

A 地域及びB 地域並びにC 地域を除く地域（＝太子橋全域）

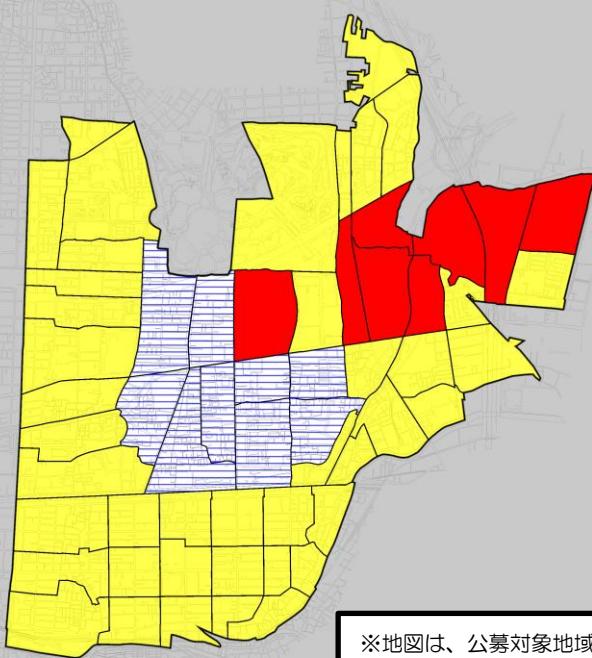
17 城東区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域 
なし

18 鶴見区
【100人募集】
1か所



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

募集地域

A 地域

浜2～4丁目、茨田大宮1～2丁目及び4丁目、安田3丁目、諸口6丁目

B 地域

横堤1～5丁目、諸口1～4丁目

C 地域

A 地域及び B 地域を除く地域

補助金交付対象外地域

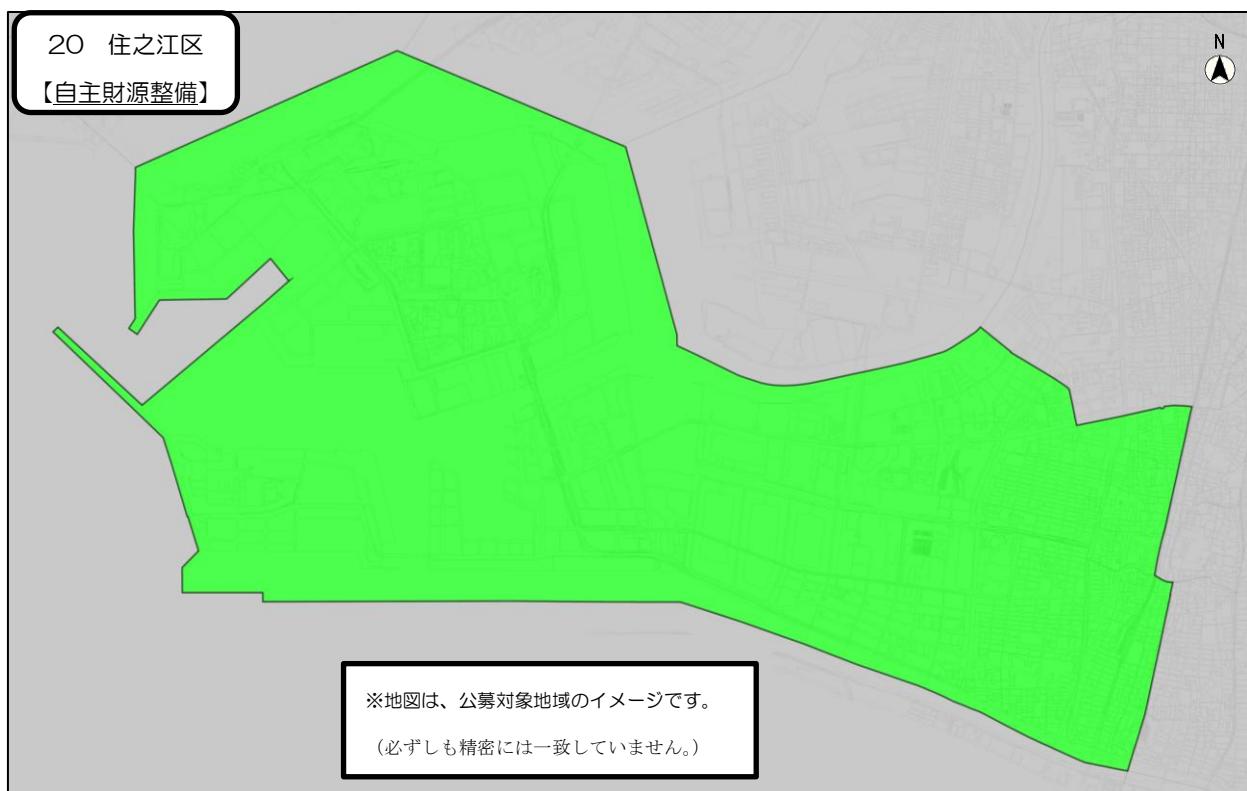
なし

19 阿倍野区
【自主財源整備】



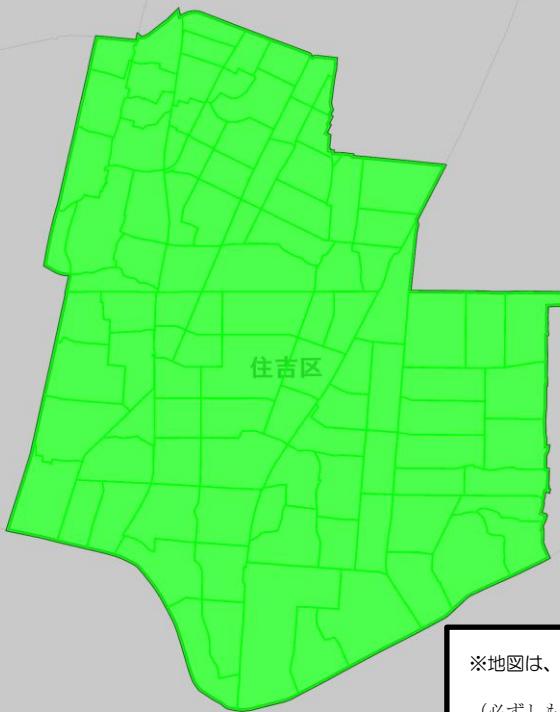
※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域 
区内全域



保育施設等整備が望ましい地域
区内全域

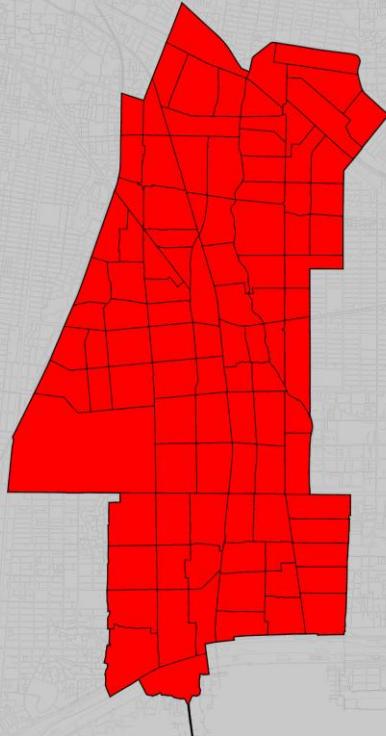
21 住吉区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域
区内全域

22 東住吉区
【100人募集】
2か所



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

募集地域

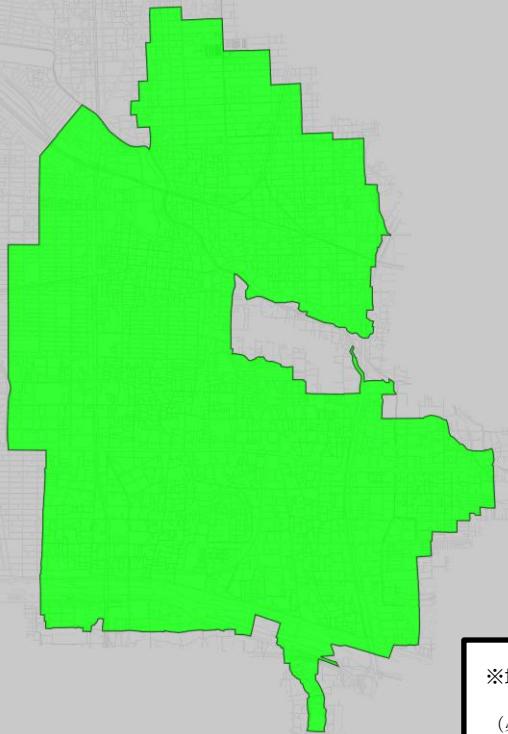
A地域 

区内全域

補助金交付対象外地域 

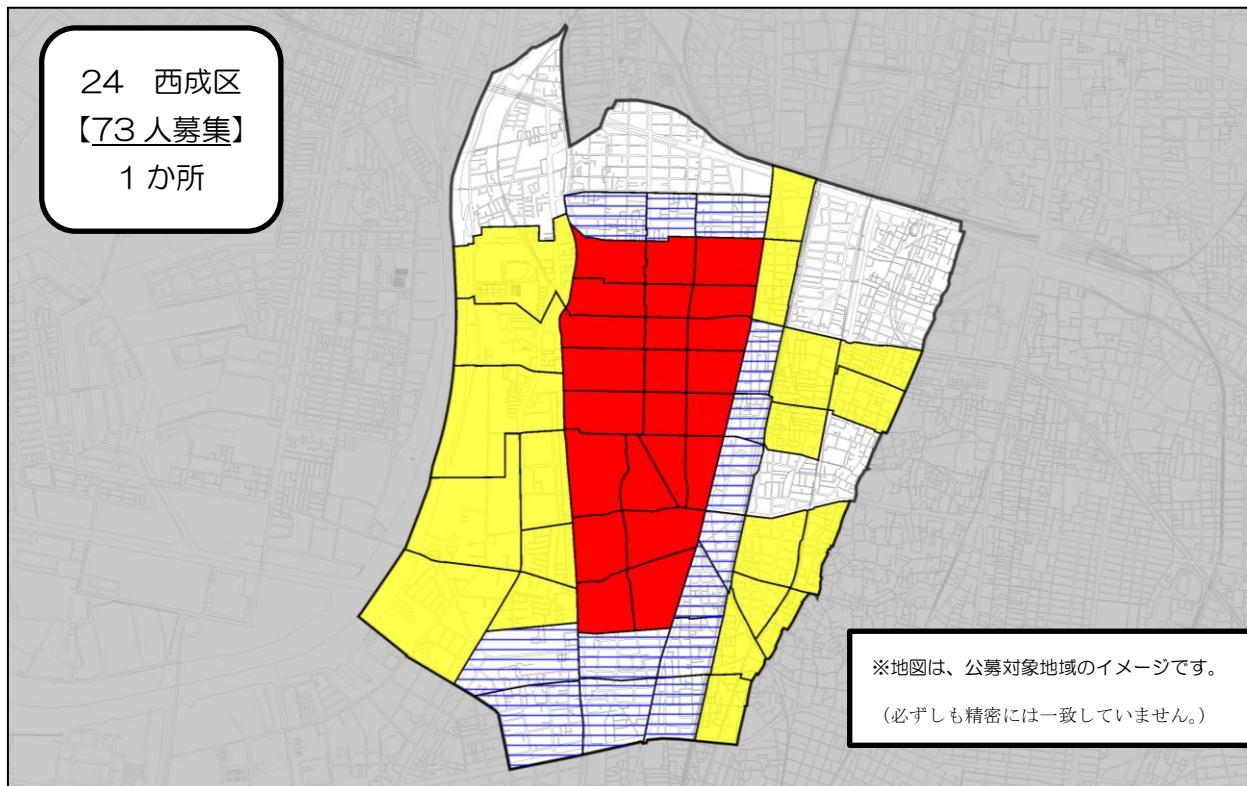
なし

23 平野区
【自主財源整備】



※地図は、公募対象地域のイメージです。
(必ずしも精密には一致していません。)

保育施設等整備が望ましい地域 
区内全域



募集地域

A 地域



鶴見橋、旭、梅南、松、橘、千本北、千本南、潮路、千本中（各全域）

B 地域



長橋、花園南、岸里、玉出中、玉出西（各全域）、南津守 6・7 丁目

C 地域



天下茶屋東、天下茶屋、天神ノ森、岸里東、玉出東、花園北、津守（各全域）、南津守 1～5 丁目

補助金交付対象外地域



A 地域及び B 地域並びに C 地域を除く地域